

施設等利用費請求書

（認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業用）

年 月 日

（宛先）和歌山市長

子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。また、本給付に必要な範囲で、申請者及び申請者の世帯員の税務情報等の公簿等について関係部署に確認することに同意します。

1 施設等利用給付認定保護者

フリガナ		住所	
氏名			
生年月日	年 月 日	電話番号	

※署名又は記名押印してください。

2 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

フリガナ		法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
氏名		利用した施設等の名称	
生年月日	年 月 日		

3 請求内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業					認可外保育施設等に支払った金額(d) ※1※2※4	対象金額(e = c + d)	月額上限額(f) ※3	請求額(eとfを比較して小さい方)
	施設に支払った金額(a)※1	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)					
令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円	円	
令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円	円	
令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円	円	

※1 領収証兼提供証明書の「特定子ども・子育て支援利用料の徴収金額」を記載してください。「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付してください。

※2 幼稚園に在籍する場合、「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※3 幼稚園に在籍する場合、月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。幼稚園に在籍していない場合、月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は37,000円、第3号の場合は42,000円となります。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（10円未満の端数がある場合は切捨て）

4 償還払いの振込先（該当する□にチェック（「レ」）してください。）

- (1) 前回振込先と同じ口座を指定する
- (2) 初めて請求する、または振込口座を変更する （下記ⅠまたはⅡに記入してください。）
- (Ⅰ) 振込口座を指定する （下記に記入してください。）

金融機関名		預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※初めて請求する場合や振込口座を変更したい場合は必ず記入し、当該口座の写しを添付してください。

2回目以降の請求で前回と同じ口座を指定する場合は、記入及び添付書類は不要です。

※認定子どもと別世帯の方名義の振込先の場合、別途委任状が必要になります。お問い合わせください。

(Ⅱ) 公金受取口座を指定する

※施設等利用給付認定保護者の公金受取口座に振り込みます。

公金受取口座を希望する場合、口座情報の記入及び添付書類は不要です。

公金受取口座の登録をしていない場合は不備となり、再提出が必要となります。

前回公金受取口座を指定した場合で、2回目以降、振込先の口座内容に変更がない場合は「(1) 前回振込先と同じ口座を指定する場合」にチェックをお願いいたします。

請求書は、子どもごとに作成

施設等利用費請求書

(認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業用)

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求します。指定する振込先口座に振り込んでください。また、本給付に必要な範囲で、申請者及び申請者の世帯員の税務情報等の公簿等について関係部署に確認することに同意します。

自筆の場合、押印不要
入力して印刷する場合、
押印してください。

1 施設等利用給付認定保護者

フリガナ	ワカヤ ラーメン	住所	和歌山市七番丁23番地
氏名	和歌山 拉麵		
生年月日	平成〇年△月×日	電話番号	073-435-1064 (母)

※署名又は記名押印してください。

携帯など日中連絡のつく連絡先を記入
認定保護者は父、連絡先は母のようにして
いただいても結構です。

2 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

フリガナ	ワカヤ ミカン	法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
氏名	和歌山 蜜柑	利用した施設等の名称	〇〇幼稚園 〇〇園
生年月日	令和〇年△月×日		期間中に利用した施設等の名称を記入

3 請求内容

利用期間	園から発行される領収証兼提供証明書の 「特定子ども・子育て支 援利用料の徴収金額」		「預かり保育 の提供日数」		保育事業 aとbの金額の 低い方を記入 (c)	認可外保育施設 等に支払った 金額(d) ※1※2※4	対象金額 (e=c+d)	月額上限額 (f) ※3	請求額 (eとfを比較し て 小さい方)
	金額 ※1	日数 (450×利用日数)	金額	日数					
令和5年4月	8,000円	16日	7,200円	7,200円	0円	7,200円	11,300円	7,200円	
令和5年5月	7,500円	15日	6,750円	6,750円	0円	6,750円	11,300円	6,750円	
令和5年6月	9,000円	18日	8,100円	8,100円	5,000円	13,100円	11,300円	11,300円	

※1 領収証兼提供証明書の「特定子ども・子育て支援利用料の徴収金額」を記載してください。「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。また、子育て援助活動支援費の請求は、令和5年4月1日以前に発生した分は、令和5年6月31日までに請求してください。

※2 在席する幼稚園、認定こども園(幼稚園部)の預かり保育はこの欄に記入

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミサポはこの欄に記入

※3 30円以下となる場合は、幼稚園に在籍していない場合、第3号の場合は42,000円となります。

領収証兼提供証明書の「特定子ども・子育て支援利用料の徴収金額」の金額を記入

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切り上げてください。))

複数の施設を利用する場合、それぞれの領収証の合計金額を記入
幼稚園、こども園利用者は預かり保育が※2の基準未満の場合のみ利用可

4 償還払いの振込先(該当する□にチェック(「レ」)してください。)

(1) 前回振込先と同じ口座を指定する

2回目以降の請求で、前回と同じ口座を指定する場合、

(2) 初めて請求する、または振込口座を変更する

初回の請求または振込口座を変更したい場合、

(I) 振込口座を指定する

初回の請求または振込口座を変更したい場合で、振込口座を指定する場合、して下記に記入

金融機関名	銀行・信用金庫	支店	〇〇
預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	9 9 9 9 9 9 9
口座名義(カタカナ)	ワカヤマ ラーメン	支店名	〇〇

ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名・預金種目・口座番号を記載

当該口座の写しを添付してください。

※口座番号(記号・番号)ではありません。

添付書類は不要
金融機関名、支店名、預貯金種別、口座名義、口座番号の記載されたページの写しを添付

(II) 公金受取口座を指定する

※施設等利用給付認定保護者の公金受取口座に振込みます。

※中表紙(表紙を1枚めくったページ)であることが多いです。キャッシュカードの写しも可。

公金受取口座を指定する場合は、

は不要です。

公金受取口座を指定する場合、

が必要となります。

※2回目以降、変更なければ(1)に

口座内容に変更がない場合は「(1) 前回振込先と同じ口座を指定する場合」にチェックを付してください。